

倉敷市倉敷南高齢者支援センター（指定介護予防支援）運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人純晴会が開設する倉敷市倉敷南高齢者支援センター（以下「センター」という）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士（以下「担当職員」という）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 利用者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指す。
- 2 このため、サービス提供期間を設定し、いつまでにどのような生活行為ができるようになるか具体的な目標を明確にしつつ、個々の利用者の心身の状況や生活環境、廃用や生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は初期の目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 3 地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など、地域における介護保険以外の様々な社会資源を積極的に活用する。

第3条（センターの名称等）

事業を行うセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 倉敷市倉敷南高齢者支援センター
- ② 所在地 倉敷市粒江2500-1

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（兼務）
（管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。）
- ② 担当職員
保健師等 1名（常勤）
主任介護支援専門員 1名（常勤及び介護予防支援管理者兼務）
社会福祉士 1名以上（常勤もしくは非常勤）
その他 1名以上（常勤もしくは非常勤）
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月～金曜日 ただし、国民の祝日、12月31日～1月3日を除く。

② 営業時間 9:00～17:00

(営業時間以外は母体施設が対応し、内容によっては携帯電話でセンター職員が対応する)

第6条 (指定介護予防支援の内容)

1 介護予防計画書 (以下、予防プランという) 作成の内容

- ① 利用者から利用申込を受け付ける。
- ② 利用者に説明と契約の締結手続きを行う。
- ③ 情報提供依頼の手続きに基づき、市の認定調査結果等を入手し、必要な情報を把握する。
- ④ 利用者宅へ訪問し、アセスメントを行う。
- ⑤ 上記の③④をもとに、予防プランの目標・具体策を提案し、利用者・家族の合意に基づき、予防プランの原案を作成する。
- ⑥ 利用者・家族、主治医、関係する介護予防サービス事業者等の関係者でサービス担当者会議を行い、予防プランについて共通認識を持ち、最終的に決定する。
- ⑦ 利用者、家族の同意を得た後に予防プランを交付する。
- ⑧ サービスの期間終了月、サービス提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、又は、サービス評価期間終了月、最終訪問月の翌月から起算して3ヶ月目、状況に変化があった場合に利用者宅に訪問し、また、訪問しない月は、サービス事業所への訪問、電話などの方法によりモニタリングを行う。
- ⑨ 訪問の結果や、サービス事業者の報告を受けて、設定された目標の達成状況を評価し、今後の方針を決定する。結果の見直しの必要性がある場合は、利用者の状態の把握等を行い、再度計画を立て直す。

2 給付管理及び介護予防支援費の請求

毎月10日までに、利用実績の確認を行い、給付管理表・介護給付費請求書を作成し、国保連に提出する。

3 予防プラン作成の利用料

予防プランの作成に関する利用料金は介護保険から全額給付される。(利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする)

ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、自己負担が発生する。

第7条 (業務委託について)

1 予防プラン作成業務の委託

利用者が居宅介護支援事業所 (以下、事業所という) に対して予防プランの作成を希望した場合は、センターはその事業所と委託契約を締結し、予防プラン作成業務の一部 (第6条の1の④～⑨) を委託する。

◎委託の場合、センターは以下のことを行う。

- ・第6条の1の①～③
- ・第6条の1の⑥に参加し、予防プランに意見を記入する。
- ・第6条の1の⑨の段階で、当該事業所がケアマネジメント業務を適切に行っているか、また、予防プランの実施状況・評価等の確認を併せて行い、今後の方針について助言・指導を行う。

2 給付管理及び委託料の支払いについて

- ① 事業所より毎月3日までに給付管理総括表・給付管理連絡票を受け取り、第6条の2を行う。

- ② 国保連の審査結果をもとに、介護報酬審査結果報告書を作成し、事業所に報告する。
- ③ 事業所より委託料請求書を受け取り、30日以内に委託料を支払う。
(②③は住所地特例の県外保険者のみ適応とする)

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、粒江小学校、倉敷西小学校区とする。

第9条（事故発生時の対応）

- 1 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、管理者に報告し、必要な措置を講ずることとする。尚、倉敷市の定める事故報告基準に該当する場合は、その基準により対応する。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置については記録を残すこととし、また事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずることとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うこととする。
(契約先＝あいおいニッセイ同和損保株式会社)

第10条（苦情処理）

提供した指定介護予防支援に関する利用者からの苦情に関して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他の必要を講ずるものとする。

第11条（秘密保持）

- 1 本センターの担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第12条（個人情報提供）

介護予防サービス計画及び調査票等に記載された内容につき、利用者又はその委任を受けた者が介護予防サービス等を受けるために必要な限度で、文書による同意のもとにセンターが個人に関する情報を用いることとする。

第13条（改正、廃止）

この規定を改正、廃止するときは社会福祉法人純晴会理事会の議決を経るものとする。

第14条（その他運営についての留意事項）

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は倉敷市、社会福祉法人純晴会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第15条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 1 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び、その結果の従業者への周知
 - ② 虐待の防止のための指針を整備
 - ③ 従業者に対する虐待の防止のための定期的な研修
 - ④ 前①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- 2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条（業務継続計画の策定等）

- 1 センターは、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 センターは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条（衛生管理等）

センターは、当事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上の開催及び会議結果の従業者への周知
- ② センターにおける感染症及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ センターにおいて、従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から一部変更する。

第4条の②の介護支援専門員1名（兼務）は、平成20年12月1日変更する。

この規程は、平成21年4月1日から一部変更する。

この規程は、平成22年4月1日から一部変更する。

この規程は、平成26年4月1日から一部変更する。

この規程は、平成27年4月1日から一部変更する。

この規程は、平成29年4月1日から一部変更する。

この規程は、平成29年12月25日から一部変更する。

この規程は、令和5年4月1日から一部変更する。

この規程は、令和6年4月1日から一部変更する。

この規程は、令和7年4月1日から一部変更する。